さいたま市水道局告示第155号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号)第11条第3号の規定により告示する。

令和7年10月20日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

- 1 廃止年月日令和7年10月9日
- 2 廃止する事業者
 - ・ 次の表のとおり

| 指定番号 | 名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|---------|-----------|--------------------|-------|
| 第 631 号 | 株式会社サニックス | 福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号 | 宗政 寛 |

3 廃止の理由分社化のため